

V 免許取得後の宅建業者が行うこと

免許取得後① 事務所に設置するべきものについて

宅建業者は、標識の掲示等が義務付けられています。

1 業者票の掲示(法第50条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に業者票を掲示してください。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
顔写真の名称	
代表者氏名	
この事務所に着かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

2 報酬額表の掲示(法第46条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に報酬額表を掲示してください。

3 帳簿(取引台帳)の備え付け(法第49条)

事務所ごとに業務に関する帳簿(取引台帳)を備え、取引のあったつど記載してください。
また、帳簿(取引台帳)は、事業年度末から5年間(自ら売り主となる新築住宅に係るものにあつては10年間)保存してください。

4 従業者証明書の携帯と従業者名簿の備え付け(法第48条)

(1) 従業者証明書

宅建業者は、従業者に、従業者であることを証する証明書を携帯させてください。

従業者は、取引関係者の請求があつたときは、従業者証明書を提示してください。

従業者証明書番号の振り方については、「添付書類(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿」(p.32～)を参照してください。

従業者証明書 従業者証明写真	
2.4 cm	3.0 cm
写真	
従業者氏名 () () () ()	
完全に出事する 事務所の所在地 及び住所	
この書は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明し、かつ、 前項の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
国土交通大臣 () 第 号	国土交通大臣 () 第 号
顔写真の名称	

(2) 従業者名簿

事務所ごとに従業者名簿を備え付けてください。

取引関係者の請求があつたときは、閲覧に供してください。

最終記載日から10年間保存してください。

従業者名簿						
氏名	性別	生年月日	業種 登録番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるかどうかの 別	この事務所の 従業者となった 年月日

* 書式は(公社)埼玉県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会で購入できます。
また、一部の書式は、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

免許取得後② 免許権者に提出する申請届出について

宅建業者が行う主な申請届出は、以下のとおりです。
手続きの詳細は、埼玉県ホームページから確認してください。

1 更新申請

有効期間の満了後、引き続き宅建業を営もうとする方は、有効期間が満了する90日前から30日前までの間に、更新免許申請書類を提出してください。

免許の有効期間が満了すると、自動的に免許は失効しますので注意してください。

2 名簿登載事項変更届出書

以下について変更があった場合には、30日以内に変更届出書類を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 事務所の変更（移転・新設・廃止・名称変更）
- (3) 代表者の改姓改名
- (4) 法人役員の変更（就任・退任・改姓改名・代表者の交代）
- (5) 専任の宅建士の変更（就任・退任・改姓改名）
- (6) 政令使用人の変更（就任・退任・改姓改名）

3 廃業等届出書

免許有効期間中の業者が、宅建業を廃業する場合は、廃業等届出書類を提出してください。

なお、営業保証金を直接供託した業者については、廃業等届出書類を提出した後に、営業保証金を取り戻すための手続きが必要です。

4 50条2項の届出書

契約の締結又は申し込みを行う案内所等を設置する場合は、案内所等の所在する都道府県に届出書類を提出してください。

* 提出先は免許権者ではありません。

5 住宅瑕疵担保履行法の届出書

新築住宅を引き渡した場合は、年1回の基準日（3月31日）から3週間以内に、保険加入などの資力確保措置について、届出書類を提出してください。

免許取得後③ 営業保証金供託済届出について

以下の場合には、営業保証金供託済届出書を持参してください。
提出時には、供託書の原本の提示と写しの提出が必要です。

* 保証協会加入業者は手続不要です。

(1) 営業保証金を供託した場合

ア 新規免許の取得

免許通知ハガキを併せて持参してください。

イ 事務所の新設

名簿登載事項変更届出書類を併せて持参してください。

ウ 不足額の発生

エ 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失

(2) 保管替え(供託所の変更)をした場合

(3) 供託物を差し替えた場合

供託書 (営業保証)		字加入	字削除	頁																						
申請年月日	平成28年7月23日	法令条項	宅地建物取引業法第25条	平成28年度金第123号																						
供託所の表示	さいたま地方務局上尾出張所	供託の原因たる事実 供託者は、平成28年7月20日宅地建物取引業の免許を受けた者であるが、このたび、事業開始に当たり供託者肩書地に主たる事務所を設けたので、所定の営業保証金として金1,000万円を供託する。																								
供託者の住所氏名	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 株式会社埼玉不動産 代表取締役 埼玉 太郎																									
官及庁の名称等	埼玉県知事免許番号(1)777777号																									
備考																										
供託金額	<table border="1"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			¥	1	0	0	0	0	0	0	0
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																
		¥	1	0	0	0	0	0	0	0																
<p>上記供託を受領する。供託金を平成28年7月30日までに日本銀行さいたま営業部において供託金口座に納入されたい。同日までに納入しないときは、この決定は効力を失う。</p> <p>平成28年7月23日 さいたま地方務局 供託官 甲山 甲太郎</p>		<p>上記供託金の受け入れを証する。</p> <p>平成28年7月23日 日本銀行 さいたま営業部</p>																								
<p>供託官の印</p>		<p>日本銀行 代理店印</p>																								

営業保証金供託済届出書

埼玉県知事

届出者 商号又は名称 **株式会社 埼玉不動産**
 郵便番号 **(330-9301)**
 主たる事務所の
 所在地 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**
 氏名 **代表取締役 埼玉 太郎**
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 **(048) 830-5492**
 ファクシミリ番号 **(048) 830-4887**

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号
 ※ ※ (1)

供託の原因 1	1. 新規免許の取得 (法第25条) 2. 事務所の新設 (法第26条) 3. 不足額の発生 (法第28条) 4. 保管替え等 (法第29条) 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第64条の15) 6. 変換 (差し替え)	
供託番号		供託年月日
H 28 年度 1 金2証3国 第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	平成28年7月23日	さいたま法務局 支局 地方 上尾出張所
金銭の場合の供託額 (円)		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
有価証券の場合の供託額		額面 円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
振替国債の場合の供託額 (円)		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号	
	年度	1金2証3国 第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号
	年度	1金2証3国 第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名称	所在地
	本店	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1